

社会福祉法人若草会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若草会（以下「当法人」という）定款9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬等については、別表1に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のために出張をしたときは、旅費規程に基づき、報酬とは別に旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

2 理事長や理事が決裁や会議等の出席のために勤務した場合は、1か月の勤務実績をまとめて、翌月10日（10日が休日の時はその前日）に支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の二第1項二に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

平成29年7月1日一部改正

別表1（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

項目	金額
評議員会への出席	日額 10,000円

(注) 上記の金額には交通費を含むものとする。

(2) 理事

項目	金額
理事長の決裁業務や会議等の出席及び 理事会・評議員会への出席	月額 100,000円
理事の会議等への出席及び 理事会・評議員会への出席	日額 10,000円

(注) 上記の金額には交通費を含むものとする。

(3) 監事

項目	金額
理事会・評議員会・研修への出席	日額 10,000円
監事監査への出席	日額 20,000円

(注) 上記の金額には交通費を含むものとする。